

第 6170 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 1日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 平成30年4月～6月分の裁決事例

Q : 平成30年の4月から6月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A : 次のようなものがありました。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から、平成30年4月～6月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が4件、法人税法関係が6件、登録免許税関係が1件、消費税法関係が2件、国税徴収法関係が2件の18件です。

主なものには、次のものがありました。

【所得税の推計課税】

審判所は、推計課税が認められるのは、①納税義務者が収入及び支出を明らかにし得る帳簿書類を備え付けていないこと、②帳簿書類の備付けがあってもその記載内容が不正確であること、③納税義務者が資料の提供を拒否するなど税務調査に非協力であることなどにより、実額計算の方法による課税を行うことが不可能又は著しく困難な場合に限られるとした上で、本件は、調査担当職員が再三にわたり、請求人に対し、事業所得の金額の計算に必要な帳簿書類等の提示を求めたにもかかわらず、請求人が税理士以外の第三者の立会いを求めて調査に協力せず、帳簿書類等を提示しなかったため、請求人の事業所得の金額を帳簿書類等に基づき計算することができなかったため、推計の必要性が認められるとしました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】